

Client Alert

15 August 2025

マレーシア：高等裁判所による Adleesya Beauty Sdn Bhd 対 Nordleez Enterprise & Anor の判決

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

Adleesya Beauty Sdn Bhd（以下、「原告」）は、「Women Desiree Essential Cream」（後に「Women Desiree Triple Advance Cream」）を、2018年8月7日から原告の販売所で販売を開始した。

2020年、原告は、Nordleez Enterprise（以下、「被告」）が「Turmeric Advanced Cream」を被告の販売所で販売していることを発見した。その販売所は、空飛ぶ蝶のフィルターのような類似のマーケティングコンセプトを含め、原告の販売所に酷似していた。

原告は、これが原告の著作権を侵害する行為であり、パッシングオフの行為であると考え、被告に連絡を取り、説明を求め、関連する行為を中止するよう要求した。被告は、原告の販売所が著作権で保護されていることを知らなかったと主張し、原告の販売所のティアラ、蝶のグラフィック、筆記体のフォント、金色の色合いなどの要素は独創的なアイデアではなく、市場で一般的に入手可能なものであると主張した。

高等裁判所は、原告の製品パッケージは著作権で保護されており、被告の類似したパッケージは客観的に類似性があり、被告独自の創作性を証明できなかったことにより因果関係が立証されたため、著作権侵害とパッシングオフの両方を構成すると判断した。

高等裁判所は、原告の著作権を認める一方で、透明な窓や一般的なモチーフのようなありふれた要素には保護が及ばないと指摘した。結論として、裁判所は、原告の請求を部分的に認めたが、営業権に対する損害賠償請求は認めなかった。